

成尋の在宋活動についての一考察

—宮廷における祈雨を中心に

曹 星

中国語研究室

An Analysis of Jojin's Activities in Song Dynasty —Mainly on Praying for Rain in the Imperial Court

Xing CAO

Chinese language laboratory

Abstract: Jojin's participating in the praying for rain in Song Dynasty is undisputed, but a new discussion about the true situation of the praying for rain is necessary, because of the historical events of Jojin's praying for rain themselves and their interpretations contain some misunderstandings and exaggerations. First of all, the records about the praying for rain in Jojin's diary didn't accord with the description of ChenYong who was a witness of the ritual. Secondly, the direct reason for conferring the title of "Zenkei Daishi" on Jojin was not the success of praying for rain, but Jojin's applying for the title and which is with precedent before. Thirdly, Jojin was not the leading role in the praying for rain. Also, Jojin was not the only foreign monk in the praying for rain. And lastly, the official attitude in Song Dynasty suggested that praying for rain as just a ceremony, but human efforts were the point.

はじめに

成尋は、平安中期の天台宗の僧で、1072年、北宋へ渡り、天台山や五台山など仏教の聖跡を巡礼し、旅行記として『參天台五台山記』を後世に残した。この『參天台五台山記』は最も信頼できる史料として、後世の歴史書の編纂者に利用されてきたのである。例えば、『扶桑略記』中の成尋の伝記は『參天台五台山記』を根拠に書かれたものだと思われる。『參天台五台山記』の一年にわたった記述の中で、中日交流史上の大きな出来事として、しばしば近代の歴史学者に引用され、しかも大いに讃えられていたのは、成尋が宋の宮廷後苑で祈雨の法を修し

たことである。これが当時の日本の仏教が中国の仏教を凌駕するレベルまで発展したという歴史的証拠とされている（森克己、2009）。

成尋が宋において祈雨をしたことは史実に間違いないだろう。しかし、祈雨の本当の様子については、『參天台五台山記』も後世の人による評論も誇張の成分があり、再び討論を加える必要があるのではないかと思われる。というのは、次のような理由があるからである。まず第一、『參天台五台山記』における祈雨の記述が目撃証人の陳詠の口述と齟齬がある。第二、成尋に善恵大師の号を賜ったのは祈雨の成功によるものではなく、成尋の要請に応えたものであり、先例に倣ったものでもある。第三、成尋が祈雨の主役ではなく、当時の参加者には成尋のほか、外国からの僧がいた。第四、宋の中央政府の祈雨に対する態度からもわかるように、祈雨はあくまでも一種の儀式に過ぎず、重要なのは国政に尽くすことだというのが当時の常識であった（沈宗憲、1994）。

一、成尋の日記における祈雨の記載が中日両方の正史と異なる

まず、成尋が宋の宮廷後苑に招かれて祈雨の法を修したことについて、日記の内容とその他の日本側の史料と食い違っている。

『參天台五台山記』熙寧六年三月四日（丁未）の条に、

後夜時後、中心思之、今日已及三日、而天晴無雨氣、本尊諸尊可助成給。辰時、散念誦間眠入之處、如陵王裝束人一人、如納蘇利裝束人、共馳上天了。覺畢思之、赤龍青龍上天也、深憑念之。日中時、切切祈申了。未時、俄以天翳、大雨下、雷電頻鳴、雨足彌大、一時之間、大降甚雨。申時、天晴、雨氣散了。

とある。この年の三月二日（乙巳）に、宋の神宗皇帝が成尋を宮廷の後苑に招き、粉壇祈雨の法を行わせたのである。祈雨が始まって三日後、雨が降り始めたという。上記は祈雨が開始後の成尋の心理活動を描いた文字であるが、靈驗が現れなければ、自分の名誉に泥を塗るばかりでなく、母国にまで恥をかかせる恐れがあると、仏様のご加護を願っていた様子である。

しかし、平安後期に成立した『続本朝往生伝』においては、当書の作者、成尋と同時代の日本の名儒である大江匡房が成尋の祈雨の成功について、次のように述べた。

即令成尋修法花法。及於七日、猶無其驗、公家頻問。成尋答曰、可被待今日。其日晡時、堂上之風、皆起雲霧、大雨漫施、四海豐贍。

ここからわかるように、成尋が三日後に効験が現れたというのに対して、大江匡房は七日間経ってから効験を現したというのである。つまり、祈雨が開始後何日目から効験を現したかという時間の記載に大きな違いがある。では、このような違いはどうやって生じたのであろうか。

原美和子氏は、大江匡房が成尋の伝記を撰した時、成尋の『參天台五台山記』を参考にしておらず、宋からの商人である孫忠と僧侶の悟本の口述によって書いたのだという見解を示した

(原美和子、1992)。孫忠は成尋の弟子である快宗らが帰国の際に乗った船の船主であって、身分が低いと、宮廷に招かれて、祈雨の傍観者となるはずがないので、成尋の事跡を語ってくれたのは孫忠ではないことは間違いない。ところが、もう一人の僧侶の身分を持つ悟本は、もともと日本に五回も渡航した経験のある商人であって、成尋一行が宋滞在中の通訳を務めて、成尋らと一年以上も生活を共にしてきた人物である。『參天台五台山記』熙寧六年四月十二日の条によると、この日に陳詠が落髮の許可を出されて、成尋の弟子になったので、成尋と非常に親しい間柄にある人である。また、『參天台五台山記』熙寧六年三月二日の条によれば、成尋らを宮廷に招き入れた宣旨の中に、「三人加通事可參者」との文字があるから、陳詠、即ち後に出家した悟本が宮廷の中で、祈雨の一部始終をこの目で見た目撃証人であることが断定できる。したがって、目撃証人として、陳詠の口述も『參天台五台山記』と同じように信憑性のあるものではないかと思われる。

出家して悟本に改名した陳詠はその後孫忠の船で日本に渡航し、宋帝の神宗が成尋に託した国書と贈り物を日本天皇に届けにきたのだから、当時の日本政府に方物使として接待されたのである。この事実について、次のような史料によって裏付けられる。

『水左記』承保三年条に、

未時、右大殿禦共參内、大宋國方物使等悟本與孫思文告對問之由。或云、火取玉、水銀、美乃長絹、真珠。或云、長絹、細布、金銀類。或云、被和琴相加何事有哉。

とあって、また、『百鍊抄』の同じ日の条に、

諸卿於殿上、定申大宋國返信物事。或云、可遣和琴。或云、可遣金銀類。或云、可遣細布阿久也玉。先于陣唐人孫忠五（本）對問事。

とある。宋の国書にどのような返事をすればいいかということで、日本政府は躊躇し、最終的に返事を出すまでは数年もかかったというが、その返事を執筆したのはまさに大江匡房である。

平安時代の日本は外国の使者を接待する際、中国と似たような「対問」という方法を取り、相手国の地理や風俗などを尋ねたのである。大江匡房は平安時代の有名な儒学者で、孫忠と陳詠が日本にいる間、ちょうど弁官として太政官の実務に参与していた頃であるから、孫忠と陳詠と接触して、そして陳詠から成尋の宋における活動の情報を得た可能性がかなり高い。

『続本朝往生伝』を参考にすれば、少なくとも成尋が祈雨に参加したという『參天台五台山記』の内容が史実として確認できる。但し、問題は何故目撃証人の陳詠の口述による大江匡房の記述と成尋の日記と齟齬があるのかということである。

国にいた頃から、成尋から生活上の世話をしてもらったことが多く、皇帝からの賜物まで分けてくれるほど成尋と親交を結んだ陳詠が、その後一日も怠ることなく仏に奉仕する成尋の姿に感動されて出家し、成尋に追随してその弟子になるのを決心したのである。このような陳詠は成尋の母国の日本に渡航し、日本政府から方物使として礼遇を受けながら、成尋の宋におけ

る事跡をありのまま話すべきであって、誇張を加えて主人のご機嫌を取るようなことをしなくても、成尋の偉業を歪曲して、三日間で靈験が現われたことをわざと七日間かかったというはずがないだろう。

ところで、同じ入宋僧だが、大江匡房による成尋と齋然の二人についての描写はまったく違うのである。齋然の入宋について、大江匡房が自分の軽蔑の態度を隠さなかったのに対して、成尋の入宋について、大いに賞賛したのである¹。例えば、「四海豊贍」など、明らかに成尋の祈雨の成功への賛美である。だから、三日で効験を現したのをわざと七日に改竄して、成尋の偉業を見くびるようなことはしないだろう。この意味で、大江匡房の記述が間違っているどころか、逆に成尋に対する個人的感情から、多少文学的な誇張を加えた可能性があると言っても過言ではないだろう。

また、李燾の『統資治通鑑長編』における祈雨の靈験が現れた時間に関する記載も、成尋の日記内容と異なる。『統資治通鑑長編』熙寧六年三月十三日（丙辰）の条には、

司天監言、四月朔、日當食九分。詔、自十四日、易服、避正殿、減常膳。仍内出德音、降天下死罪囚、流以下釋之。先是、三日、上批、時雨應祈、稼穡是賴、獲此嘉應、非朕敢任、其赦天下、與民均福。王安石曰、民每欲雨、陛下輒一祈未嘗不輒應、此陛下至誠感天之效、然今歲日食正陽之月、恐宜以此降德音。上從之。

とあるが、これによれば、祈雨の靈験が現れたのは三月三日前のことになる。もし成尋が述べたように、祈雨が始まったのは三月二日であることが事実であれば、靈験が現れたのは祈雨が開始直後のことかまたはその翌日のことになる。これがまた成尋の記載と矛盾している。成尋の日記によれば、三月の三日と四日はいずれも晴れであって、雨が降ったのは五日の朝のことだという。

さらに、四月に日蝕が発生することが、『參天台五台山記』にも見られる。

六年癸丑四月一日甲戌雨下。今日日蝕、卯時云云。為不令晴現祈雨。從寅時雨下、巳時雨止、中心感喜。

『統資治通鑑長編』にも、

夏四月甲戌朔、上不禦殿、百司守局、雲陰、日不見。（中略）翌日、宰臣王安石等賀曰、陛下祇畏修省、夙宵靡寧、方日食時、陰晦不見、此陛下聖德所感。上曰、朕之菲德、上蒙殊應、益當勉勵、以答天心。

とあるが、日食の時間については、『參天台五台山記』と『統資治通鑑長編』とはまったく同じである。だが、成尋の話によれば、日食に伴う雨の天気も彼の祈りの功になる。これが王安石のお世辞の言葉「聖德所感」とは手法が違うが、どちらも牽強附会の疑いが拭い取りにくい

¹ 『統本朝往生伝』の中には、齋然の伝記がない。ただ、寂照の伝記の中で、齋然のことを言及したとき、大江匡房は次のように述べた。「日本人不知人、令齋然入宋、似表無人；令寂照入宋、似不借人」と。

ものである。

二、成尋は祈雨の主役ではない

『參天台五台山記』には祈雨式の参加者について、次のような記載がある。

後苑瑤津亭道場所奉聖旨、請僧二十二人並日本阿闍梨、開啓粉壇祈雨道場七晝夜、具僧衆法名如後、

左街副僧録文鑒大師——開寶寺

日本阿闍梨

大乘師十人

二名師子華藏大師洪且相國寺、慈照大師守恩萬歳院

六人紫衣、善湊三學護國院、智普顯聖寺、文秀開寶寺、文辨相國寺、惠淨等覺、令喜報慈寺。

二人褐衣、自然相國、清彦實相禪院。

道場紫衣僧衆一十一人、雲秀相國、副班同相國。省賢闍梨、清天寺。道林、相國寺、鏡。處祥、相國、知磬。永定、相國、鉞。法顯、相國、鉞。浄橋、相國寺、鉞。惠慶、相國寺、鉞。智來、相國、鉞。惟秀、相國、鉞、兼侍香。惠玘、相國、鉞、知文字。

右仰道場僧衆、逐日依法六時禮佛行道、歌贊法事、轉誦經文。所集勝因、上祝龍天、早降甘雨。務在精虔、不得慢易。

年 月 日

道場十一人、『金剛經』每人各一卷、『熾盛光經』每人各五十卷、『五方真言』每人各五十遍。

これによれば、祈雨に参加した僧は、全部で二十二人で、その内、左街副僧録の文鑒大師という人がいる。『範仲淹全集』の中に『與文鑒大師書』が収録されているから、若い頃有名な『岳陽樓記』の作者である范仲淹と交際したことがあると想定される。また『事林広記』にもこの人に関するエピソードが載っている。左街副僧録は北宋時代の宗教事務を管理する機構の官職名であって、初めは仏教經典の講演などを監督する仕事だったが、天聖八年五月以後、正僧録といっしょに仏教全般の事務を総轄するようになった。ですから、左街副僧録の身分を持つ文鑒大師は今回の祈雨式の中央政府の代表といえるだろう。文鑒大師のほかにも、大乘師が十人いて、その中の「師子華藏大師洪且」も外国人で、師子国（スリランカの古称）からの僧侶である。したがって、祈雨に参加した外国人は成尋だけではなく、また政府の代表も参列したことから考えれば、当時の祈雨は必ずしも成尋を主役として行われたものではない。

実際には、祈雨が行われていたとき、後苑にあったのは成尋の法花場だけではなく、僧侶たちは各々の腕前と実力を見せたのであろう。「申時、皇帝駕來道場燒香」、「拜法花場燒香」、「丁

寧可祈申者、可盡忠節由奏了」とあるが、神宗皇帝が成尋に最善を尽くすようにと言いつけたのに対して、成尋は忠節を尽くすべきだと返事をしたのである。だが、ここでとくに注意すべきなのは、好奇心を持って成尋の法花場の様子を見に来たというより、むしろ心配で様子を見に来たというほうが事実に近いかもしれない、ということである。祭祀は古代国家の重大な行事であるため、細かいところまで気を配らなければならない。そのとき、もっとも肝心なのは、誠意を持つことである。成尋は外国からの僧で、祈雨のために宮廷に招き入れたが、実際にそれなりの能力を持っているかはわからないので、神宗皇帝がわざわざ成尋の側に寄ってきて、最善を尽くすようにと言いつけたのであろう。「皇帝偏御小僧一人」の一語は、まさにほかの僧たちも成尋と同じように祈雨に専念していることを裏付けている。成尋は遙々海外から来た僧侶であるため、神宗がわざわざ成尋の前に来て挨拶したのは、心配や好奇心の駆使によるものであり、遠方からの客を持って成す礼儀によるものでもある。ほかの僧が祈雨の法を修するのを止めさせて、みんなが成尋の法花場だけを見るわけではない。しかし、『參天台五台山記』の記述を読んだら、成尋一人だけが祈雨をしているかのような印象を受ける。ここでは、成尋が自分のやったことを誇張したことは明白である。

三、大師号の賜与は先例に倣ったもの

これまで、祈雨の成功によって、成尋が神宗に大いに賞賛され、善恵大師の号を賜与されたと思われてきたが、実際には、師号の授与と祈雨の成功の両者には因果関係がないと思われる。神宗が成尋に善恵大師の号を賜与した経過から分かるように、師号を賜ったのは、太宗や真宗時代の先例に倣ったことであり、成尋本人からの要請に応じたことでもある。

祈雨が始まった三月二日から、宮廷を出る三月十一日まで、十日の間、師号を賜ることを誰一人言及することはなかった。それから、下宿に戻ってからの十日の間も、新訳経を乞う奏文の話はあったが、師号に関する話はなかった。

三月二十二日、「司家三人来、乞新経文字奏了」という旨を成尋に伝えた。成尋が新訳経を乞うという内容の上奏文を司家を通じて進呈したのである。上奏文の内容は、翌日の伝法院からの返事文書に見られる。

賜顯聖寺新經聖旨到來、如右：

傳法院據日本國延曆寺阿闍梨大雲寺主傳燈大法師位賜紫成尋狀、伏觀聖朝新譯經五百餘卷未傳日本。昨雍熙元年、日本僧奮然來朝、蒙太宗皇帝賜號法濟大師、三年還歸、賜大藏經一藏、及新譯經二百八十六卷、見在日本法成寺藏內。成尋今來、欲乞賜上件新譯經、所冀流通、祝延聖壽。況成尋曾去顯聖寺揀點收贖、官中不許外國收贖、是致有此陳贖、伏乞據狀敷奏、本院遂具進呈。奉聖旨、今顯聖寺印新經賜與成尋、本院支錢。

右請 顯聖寺印經院、依聖旨指揮、仍先供報令使錢數。

熙寧六年三月 日

とある。新訳経を乞うためのものであるが、冒頭の部分にまず奮然が太宗から法済大師号を賜与されたことを書いたのである。はっきりと言わなかったが、師号の賜与を求める意図があることが推し量れるだろう。實際上、当時この件に関与した人たちもこのように理解したのである。

この日、「慈済大師來坐、筆言、賜師號聖旨被下中書了、御藥奉。」慈済大師が成尋の下宿にやってきて、師号を賜る勅命が中書省に下りたと伝えたのである。もしそれが成尋本人の要請によるものではなかったら、望外の喜びで喜ぶ様子を見せるのが普通だが、しかし、成尋は少しも歓喜の様子を見せることなく、あたかもすべてが予想内だったようである。

つづいて、「司家三人」がまた来て、喜びを告げた後、「乞新經文字並師號文字、沙汰之間、往還深泥、辛苦殊甚、可與錢者」と言っ、成尋に交通費を求めた。つまり、あなたの新訳経と師号のことで、わたしたちは何回も泥でぬかるんでいる道路を往復して、大変苦勞したわけだから、お金をもらうのは当たり前のことだろうということである。これに対して、成尋は、新訳経の上奏文のことで、すでにお金を一貫与えたが、師号は朝廷からの恩賜であって、私が頼んだわけではない。だから、あなたたちにお金をやるわけがないじゃないかと怒った。しかし、どうやら、周囲の人、とくに上奏文や勅命を伝送してくれた官吏たちは、成尋が神宗に師号を求めたのだと思込んでいるようである。

また、『參天台五台山記』熙寧六年三月二十四日の条に、

未時、司家書與師號中書案文、

面奉聖旨、日本國延曆寺阿闍梨大雲寺主傳燈大法師位賜紫成尋、今取旨賜師號。右欲具狀申中書。

熙寧六年三月 日

とあって、さらに三月二十七日の条に、

客省宣戒來、新經難早出來、朝辭四月十六日可宣者。令出見文字二枚、一紙、先例勘文、太平興國中、日本奮然來朝、賜號法濟大師。咸平二年、寂照來朝、賜號圓通大師等文也。一枚可有賜物、阿闍梨全羅紫衣一鋪、絹十匹、錢卅貫、大師號。小師二人、各紫衣一鋪、絹十匹、錢十貫。通事錢十貫也。

とある。「先例勘文」から分かるように、太宗および真宗朝に先例があるから、神宗は成尋の要望を受け入れてもいいと思って、師号の賜与を決定したと思われる。これが「先祖の法」を重んじる宋の朝廷の一貫した姿勢である。もし、祈雨の功績によって師号を授与するのならば、先例勘文を先に見せるようなことは余計なことになってしまう。

四、宋代の中央政府の祈雨に対する態度

宋代の史料の中で、宮廷後苑の瑤津亭で粉壇祈雨を行ったことについての記録が韓維野『南陽集』の十五巻に見られる。その中の『開啓粉壇祈雨齋文』と成尋の『參天台五台山記』の中の祭文とは、ほとんど同じ内容である。成尋が写した祭文の内容は次のとおりである。

維熙寧六年歲次癸寅三月甲辰朔二日乙巳、皇帝前入内内侍省東頭供奉官勾當禦藥院兼後苑陳承禮等、請僧三七人、于後苑瑤津亭開啓祈雨道場、伏以夏春之交、百物茂長、雨暘或失、歲望以愆、欽惟覺慈、等觀（『南陽集』では「視」となる）群品、尚冀流澤、遍此十方、謹言。

上記のように、この祭文の後半と『南陽集』に収録されたものとわずか一字の差しかない。また『參天台五台山記』に記載される祈雨の具体的な作法も宋の政府のやり方と大変似ている。仁宗皇帝の時代までは、主に二つの祈雨法が用いられていた。一つは塑龍祈雨法で、もう一つは画龍祈雨法である。

真宗時代の咸平二年閏三月三日、工部侍郎、知揚州の魏羽が唐の李邕の撰した『雩祀五龍堂祈雨の法』を朝廷に進呈した。巫術の力を借りない伝統的な作法だから、神霊を冒瀆するようなことはないだろうと見て、これを各地に発布し実行させたのである。その作法は下記のとおりである。

以甲乙日擇東方地作壇、取土造青龍、長吏齋三日、詣龍所、汲流水、設香案、茗果、饗餌、率羣吏、鄉老日再至祝酹、不得用音樂、巫覡。雨足、送龍水中、余四方皆如之、飾以方色。大凡日干及建壇取土之裡數、器之大小及龍之修廣、皆以五行成數焉。

だが、この作法は巫術に倣ったものだという見解もある（沈宗憲、1994）。

塑龍祈雨の法は繁雑で、実施するには相当難しい。それに比べて、画龍祈雨の法は簡単で、実行しやすいのである。

『宋会要輯稿』には、仁宗時代の祈雨法の文字記録が残されている。景佑二年発布した『祭龍祈雨雪法』は五つの部分からなっており、置壇法、画龍法、祭龍法、驗雨法、賽龍法などである。

宋代の中国では、祈雨は国の常例の行事になっており、大水や旱魃などの災いが発生しなくても、慣例によって、定期的に行われていたのである。悪天候に見舞われた場合には、皇帝を代表して、大臣が祭祀に参加する。例えば、『続資治通鑑長編』には、次のような記述がある。「国朝旧制、每歲雩祀外、水旱稍久、則遣官天地、宗廟、社稷、及諸寺觀、宮廟」。つまり、古くからの制度だが、毎年定例の祭祀以外、大水や日照りが続くと、大臣を各地に遣わして、祭祀を行ったのである。その際、国家の祭祀に関する礼法に沿って行わなければならない。真宗大中祥符二年二月の詔によると、

如聞近歲命官祈雨、有司第給祝版、不設酒脯。按令文、凡祈以酒及脯醢、報准常祀。宜

令有司自今祈報、虔遵禮令、務在蠲潔。

即ち、祈雨のやり方について、厳しい規定があるので、成尋が宮廷で法花場を作り、祈雨の法を修する時も、それに従わなければならない。だから、太保が祈雨の作法を教えにきた時、成尋は「頗雖不得意」だったが、「依不知唐作法、日中結願畢」と、中国のやり方はわからないので、その日の作業を中止せざるを得なかったのである。さすがの成尋も中国の祈雨法に一瞬戸惑いを感じたのであろうか。

災異説の影響を受けて、宋代の人々は気候の異変を政治の過失の兆しと見なしていた。天聖七年の春、雨天が長く続いたため、仁宗が近臣に「豈政事未當天心」と言って、罪人を特赦し、天下の安定や穏やかな雰囲気を取り戻そうとしたのである。実際には、成尋が宮廷で祈雨に参加した後間もなく大赦の詔も出された。ということからもわかるように、祈雨は形式的なものに過ぎず、怠らずに国務に努めるのがもっとも支配者に重要視されていた。

実際には、祈雨がまだ始まっていないうちに雨が降ってくるようなことがよくあったのである。その場合は、直ちに祈雨の式から報謝の式に変わるのである。ここからも、宋代における祈雨そのものは中身が重要でなくなり、国家の秩序を維持する手段の一つとされていたことが窺える。

結語

成尋が入宋した際に、円仁の『慈覚大師巡礼記』と『齋然日記』を四巻ずつ携えていた。入宋時のガイドブックとして利用していただろうと思われるが、同時に先輩たちに倣って、偉業を成し遂げて後世に残そうという野望も持っていたかもしれない。弟子の頼縁らが帰国する際、自分の一年間の日記、つまり『參天台五台山記』を託して、母国に齎さしめたこともその可能性の存在を示唆していると思われる。もし、『參天台五台山記』は最初から人に見せるために書かれたのであれば、その内容への主観的な要素の混入が避けられず、粉飾や誇張があっても理解できる。

『旧唐書』では、日本からの使者に対して、「其人入朝者、多自矜大、不以實對、故中國疑焉」と評価している。当時の先進国であった中国は、ほかの国々に対しては自ら優越感を持ち、ほかのすべての国々を好むと好まざるにかかわらずこれを自分の藩属国と見なしていたから、聖徳太子の独立・自主・対等の外交方針を持つ日本人がそのように唐人の目に映ったのであろうが、対等的に交際できるような格好をつけるために、遣唐使が自国の本当の様子を隠したり、大げさなことを言ったりするのがあり得るとされる。平安時代の日本人もこのような伝統を受け継いだのだろうか。宋初の齋然が入宋の準備をしていた段階から、周囲に冷ややかな目で見られていた。空海など先賢大徳のような優れた才能の持ち主ではないので、日本国には有能な人がいないのかと宋国の人に笑われるじゃないかという噂が流れていた。それに対して、齋

然は「若是有天命、得到唐朝、有人問我、是汝何人、舍本土朝巨唐、有何心、有何願乎。答曰、我是日本國無才無行一羊僧也、為求法不來、為修行即來也。其詞如是者、於本朝有何恥乎」と答えた。即ち、運よく唐に上陸できたら、唐の人に何をしに来たかと聞かれた場合、日本国の平凡な僧で、求法のためではなく、修業のために来たのだと答えれば、日本国の面目をつぶすようなことはないだろうという返事である。

しかし、入宋した後の奮然の行動を見れば、願文の中に書いたように低い姿勢を取るどころか、宋の太宗に謁見する際、自ら藤原氏の出身だと嘘までついたのである²。

似たような事例が、成尋にも見られる。祈雨の効験を現した後、宋の張太保が成尋のところにやってきて、「日本國亦有如閻梨祈雨得感應人否？（日本国には閻梨のように祈雨をして効験を現すことができる人がいるか）」と聞いたところ、成尋は「多多也（数多い）」と答えた。張太保がさらに「如閻梨得感應人、日本幾人乎？（閻梨のような人が何人いるか）」と聞いたら、成尋は、奮然の真似をして、「勝自成尋人數十人、等輩人數十人。至於成尋者、日本國無智無行啞羊僧也。依有巡禮天臺、五台本意、深所參來也。（自分よりも勝れる者が数十人、自分と同じような者も数十人もいる。自分が日本国の無智無行の啞羊僧で、天台と五台を巡礼するために宋に来たのだ）」と答えた。これを聞いて、張太保は「閻梨所言、頗以不信。唐朝近來祈雨、大卿（西天日稱三藏也）五十二日雨下。中天惠遠、惠寂（去年新來二人也）去年祈雨、至第七日雨下、未曾聞三日感大雨。與諸大師等問答、諸宗義閻梨皆勝計也、與閻梨等輩少歟。況于勝和尚人乎。（閻梨の話はなかなか信じがたい。わが国では近年大卿による祈雨をしたが、それでも五十二日後始めて雨が降った。去年中天からの惠遠、惠寂も祈雨をしたが、七日後に雨が降ったのだ。わずか三日で効験を現したなんて聞いたこともない。諸大師と諸宗の教義についての問答をしても、閻梨はみな勝れているし、まさか貴方よりも勝れた者がいるか。」と疑念を抱いたようだが、それに対して、成尋は淡々と「受戒之後、未曾虛妄（受戒した後、嘘をついたことはない）」と答えたのである。

受戒した後、嘘をついたことがないと言ったが、上記の話は明らかに母国の面目を立てるための発言であろう（森克己、1950）。

参考文献

- [1] 李燾『統資治通鑑長編』、中華書局、1992年。
- [2] 徐松『宋会要輯稿』、中華書局、1957年。
- [3] 『旧唐書』卷一九九。
- [4] 『宋史』卷四九一。

² その理由について、博士論文として、2012年北京師範大学に提出した拙論の中に分析があり、ここでは省略する。

- [5] 「本朝文粹」(『新訂補国史大系』第29卷下、吉川弘文館、1999年。
- [6] 大江匡房『続本朝往生伝』卷三三。
- [7] 成尋『参天台五台山記』、花山文芸出版社、2008年。
- [8] 木宮泰彦『中日文化交流史』、商務印書館、1980年。
- [9] 森克己『続日宋貿易の研究』、勉誠出版、2009年。
- [10] 森克己『日宋交流の諸問題』、刀江書院、1950年。
- [11] 原美和子「成尋の入宋と宋商人」、『古代文化』44、1992年。
- [12] 潘宗憲「宋代官方的祈祷」、『宋史研究集』35、蘭台出版社、1994年。

(Accepted November 30, 2013)

